

# 千葉県行政書士車庫部会規約

(名称)

第1条 本会は、千葉県行政書士車庫部会と称す。

(事務所所在地)

第2条 本会の事務所所在地は、部会長事務所に置く。

(目的)

第3条 本会の目的は、行政書士が自動車車庫証明、自動車登録、自動車封印代行業務を通じて、行政書士として、人間として、その「道」を極めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため下記の事業を行う。

- (1) 千葉県行政書士会の目的達成に協力と提言を行う。
- (2) 千葉県行政書士車庫部会の部会員のために、業務確保、研修、情報交換・提供等を行う。
- (3) 千葉県行政書士車庫部会の部会員のために、社会的地位の向上、親睦・交流事業を行う。
- (4) その他、本会の目的を達するために事業を行う。

(会員)

第5条 本会の事業に賛同する行政書士で構成する。

- 2 会員は、第6条で定める部会費を納めなければ、会員の資格を失う。
- 3 会員は、事業年度分の部会費を6月以内に納めなければ、催促後にその資格を失う。

(部会費)

第6条 本会の部会費は、下記のとおりとする。

事業年度開始の4月1日から翌年3月31日までの会費は、金3000円とし、入会金を2000円とする。但し、10月1日から翌年3月31日までに入会の新部会員の会費は、金1500円とする。

(役員)

第7条 本会には、下記の役員を置く。但し、役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名(総務担当、ディーラー担当、警察担当、ホームページ担当)
- (3) 会計 1名

- (4) 会計監事 若干名
- (5) 地区委員 若干名 但し、部会長が指名する。

(会議)

第8条 本会の会議は、下記のとおりとする。

総会は、部会長が招集し、下記事項を審議し、出席部会員の過半数で決する。

- (1) 総会 活動報告と決算報告及び会計監査報告、活動方針と予算案、規約の改廃、その他
- (2) 地区委員会会議 但し、情報交換会を含む
- (3) 正副部会長（会計を含む）会議

(会計)

第9条 本会の会計は、部会費、その他寄付金等の収入による。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(その他)

第10条 この規約に規定されていない事項は、正副部会長会議で決め、次の総会に諮る。

(付則)

第11条 この会則は、従来の申し合わせ事項を改正したもので、平成24年4月1日から施行する。

2 監査を含む地区委員会への出席者に金2000円/回を交通費として支給する。

平成24年4月20日 再制定

平成27年4月25日 改定